

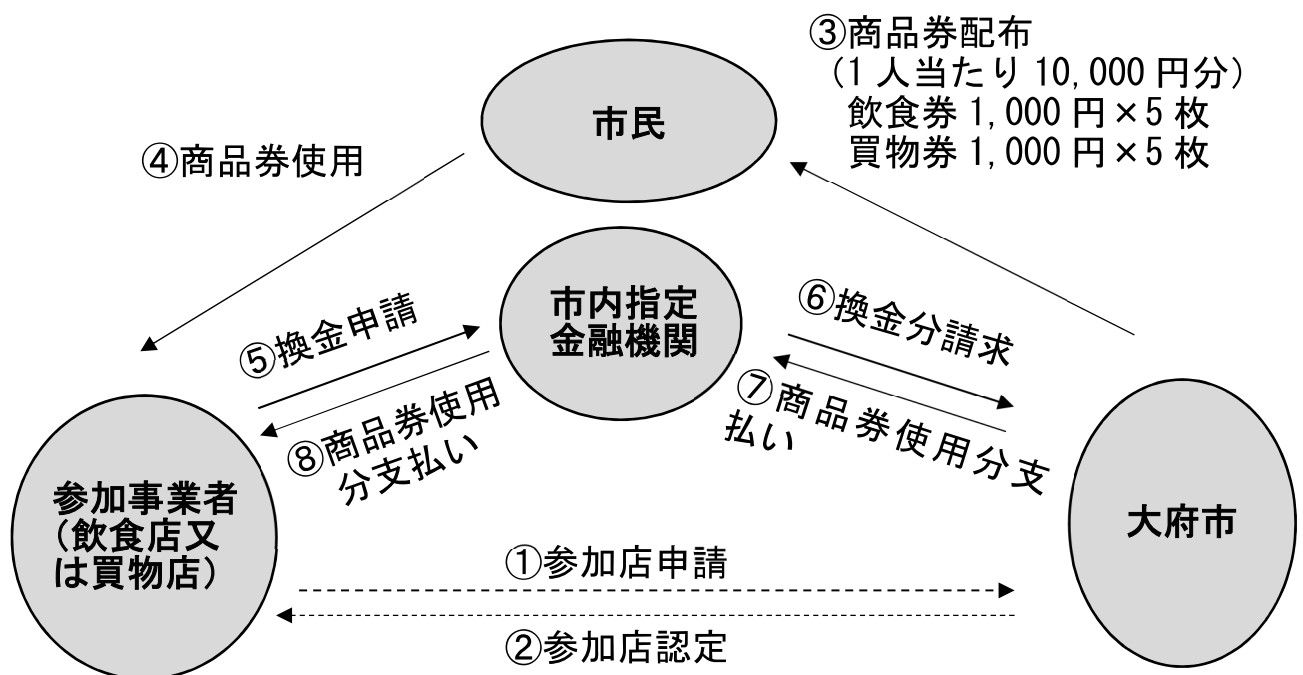
## おおぶ元気商品券 参加事業所マニュアル

本マニュアルは、おおぶ元気商品券（以下、「商品券」という。）の発行に際し、商品券を使用できる店舗・事業所の募集、商品券の取り扱い及び換金事務手続きについて必要な事項を定める。

### 1 実施目的

大府市では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を緩和するために消費を喚起するとともに市民生活を支援し、市制 50 周年の年を市民全体で盛り上げるため、全市民に商品券を発行する。

### 2 事業概要



(1) 商品券を配布する者は、次のとおりとする。

令和2年9月1日時点で大府市に住民登録の届出のある者

(2) 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

(3) 商品券の額は、10,000円とし、内訳は次のとおりとする。

ア 飲食券：飲食店専用使用分5,000円（1,000円券×5枚）

イ 買物券：買い物専用使用分5,000円（1,000円券×5枚）

(4) 商品券の使用期間（有効期間）は、令和2年10月1日から令和3年2月28日までとする。また、有効期間後は、商品券は無効となり、使用することができない。

(5) 商品券は、災害等の不可抗力による場合で被災証明等の証明（管轄警察署への盗難届の写し、罹災証明等）を提示する場合を除き、再発行をしない。

(6) 商品券の換金期間は、令和2年10月1日から令和3年3月12日までとする。

### 3 参加事業所の募集方法

市ホームページ、大府商工会議所会報等による公募とする。

### 4 参加条件

#### (1) 市内の店舗、事務所又は事業所で営業している事業者

※令和2年8月7日（金）までに下記のいずれかの方法で申請して登録された事業者は、令和2年9月配布予定のチラシに掲載する（参加募集は令和3年2月28日まで）。

①市ホームページの申込フォームから申請する。

②「事業参加申込書兼誓約書（様式1号）」に必要事項を記入の上、郵送又は直接市役所商工労政課へ申請する。

※申請手数料、参加負担金及び登録料は無料とする。

#### (2) 事業者が申請できるのは、飲食券専用使用店、買物券専用使用店のいずれかとする。飲食サービスと物販を両方行っている場合でも、使用できるのは飲食券又は買物券のどちらかとする（店舗内の物販を飲食券利用することはできる。その逆も可）。

（※1）顧客が一度に利用できる商品券の枚数は、事業者で決定する。

【例】一人1枚（1,000円分）まで、利用制限なし 等

（※2）参加店認定後は、令和3年2月28日まで参加店の取りやめはできないものとする。（使用期間途中の取りやめ禁止）。

### 5 特定事業者の登録

市は、上記4において申請を受理した店舗・事業所を登録するとともに、「特定事業者登録証明書」を交付する。また、特定事業者である目印としてミニのぼり、ステッカー等の啓発物品を配布する。

### 6 商品券の取扱方法

#### (1) 消費者（お客様）が商品券を使用されるときは、偽造券（カラーコピー等）でないかを確認の上取り扱うこと。

なお、商品券は偽造防止策として次の加工が施してある。

・コピテクト（商品券をコピー機等で複製した場合、コピーしたものには「複写」という文字が浮かび上がる。）

・表面温感インク加工

・ナンバリング（商品券1枚1枚に異なる番号が振られている。）

#### (2) 商品券の額面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払いを行わないこと（つり銭を出さないこと）。

#### (3) 商品券を、交換、譲渡及び売買しないこと（他店転用及び直接換金はしないこと）。

#### (4) 商品券を、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用させないこと。

ア 不動産や金融商品

イ たばこ

- ウ 商品券、プリペイドカード、パチンコ玉の交換など換金性の高いもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- オ 国税、地方税や使用料などの公租公課
- カ 上記のほか、公序良俗に反するもの

- (5) 商品券の不正利用が疑われる場合は、市商工労政課に連絡をとること。  
(例：1人が10人分に相当する5万円もの商品券（飲食券）を一度に使用すると  
いった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を発見した場合、破損した商品券を使用しようとする場合など)
- (6) 商品券は、上記2(5)に記載のとおり、原則再発行をしないので、取り扱いには十分注意すること。
- (7) 顧客が一度に利用できる商品券の枚数は、特定事業者で決定するものとする。  
(例) 一人1枚まで、利用制限なし 等

## 7 商品券の換金事務手続き

- (1) 商品券の換金は、商品券の枚数を確認し、「商品券換金振替依頼書（様式2号）」（3枚複写）に必要事項を記入し、取次金融機関の窓口へ上記5で交付を受けた「特定事業者登録証明書」を提示し、「商品券換金振替依頼書」（3枚全て）及び商品券を提出すること。  
また、取次金融機関において、別途金融機関指定の入金票又は振込依頼書に記入・押印して、通帳（キャッシュカード）を添えて提出すること。  
なお、換金を依頼する取次金融機関に取引口座がない場合は、**指定の口座への振込手数料は振込依頼主の負担とする。**
- (2) 取次金融機関の確認後、金融機関受領印が押印された「おおぶ元気商品券換金振替依頼書」の控えを受け取ること。
- (3) 「おおぶ元気商品券換金振替依頼書」を提出した金融機関が指定した日に、指定した口座に入金がされるので、確認をすること。
- (4) 商品券の換金期間は、令和2年10月1日から令和3年3月12日までとする。なお、**換金期間を超えた場合は換金できないので注意すること。**
- (5) その他、商品券の換金にあたっては、取次金融機関の別に定めるルールに従うこと。

### 附 則

この参加事業所マニュアルは、令和2年7月2日から施行する。

《参考》おおぶ元気商品券事業実施要綱（抜粋）

（特定事業者の登録等）

第5条 市は、別に作成する参加事業所用マニュアルにより特定事業者を募集し、適当と認めた事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

- 2 大府商工会議所は、その構成員である事業者に代わって、前項の規定による募集に応募をすることができる。

（特定事業者の責務）

第6条 特定事業者は、特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条第1項の参加事業所用マニュアルに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 市は、特定事業者が前条第1項の参加事業所用マニュアルに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金手続）

第7条 市は、特定取引において商品券が使用された場合は、当該特定取引に係る特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとし、口座振替は、別に市が指定する日において、換金の申出のあった商品券について行う。
- 3 市は、前2項に規定する換金手続に係る事務を、別に市が定める取次金融機関（以下「取次金融機関」という。）に委任することができる。
- 4 前項の規定により委任した事務に係る手数料は、予算の範囲内において市が定める商品券の額面の割合に相当する額とする。ただし、市への請求において、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 市が第3項の規定により委任した場合において、特定事業者は、特定取引において使用された商品券を換金しようとするときは、取次金融機関に、第4条第1項の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和3年2月28日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。
- 6 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和3年3月12日までに商品券の換金を申し出なければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。